

「日本を癒すプロジェクト」賛同規約

第1条（目的）

この規約（以下、「本規約」という）は、「日本を癒すプロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という）の賛同企業・サロン・スクール（以下、「賛同企業等」という）が活動するにあたり、申請手続きおよび権利ならびに遵守事項を定めることにより、本プロジェクトの適切な運営を確保し、新型コロナウイルスの影響で危機に直面するリラクゼーション業界が、日本に癒しを与えられる存在であり続けられるよう応援することを目的とする。

第2条（事務局の設置及び賛同手続き）

1. 本プロジェクトの運営及び推進は、本プロジェクト事務局（以下、「事務局」という）が主幹となって行う。
2. 本プロジェクトへの賛同を希望する企業・サロン・スクール（以下、「申請者」という）は、第3条に基づき事務局宛に賛同申請することとする。
3. 申請手続きは、所定の賛同申込みフォームから申請後、事務局で審査の上、申込者に対しての通知を持って手続き完了とする。

第3条（賛同条件）

1. 本プロジェクトの趣旨に賛同するリラクゼーションまたはエステティックを事業として営む企業・サロン・スクール・個人事業主であることとする。
2. ホームページまたはSNSに次の各号に掲げる事項を明記し、サロンまたはスクールの運営実態が確認できるものとする。
 - (1) コースメニュー・料金表
 - (2) 所在地・アクセス・道案内
 - (3) 予約・問い合わせ方法（電話・メール・SNS等）
3. 以下の各号に該当しないことを保証する。
 - (1) 公序良俗に反する業態の店舗・施設等
 - (2) 公的指導や反社会的性格の店舗・施設等
 - (3) 法律、条例、条約に違反、もしくはそのおそれのある店舗・施設等
 - (4) 政治活動または宗教に関する店舗・施設等
 - (5) その他、事務局が賛同に適さないと判断する店舗・施設等

4. 自身の情報発信ツール（ホームページ、SNS等）を使って、本プロジェクトの紹介および情報発信を行うこととする。
5. 本プロジェクトを支援するユーザー（以下、「支援者」という）に提供される「指定サロンの癒しのチケット」「全国共通の癒しのチケット」（以下、「チケット」という）を受領した際は、チケットに記載された一定金額の商品またはサービスを支援者へ提供することとする。

第4条（賛同によって得られる権利）

1. 賛同企業等は、本プロジェクトへの賛同企業等であることをホームページ、SNS等で表明することができる。
2. 賛同企業等が支援者より「指定サロンの癒しのチケット」による指定を受けた場合、チケット代金はチケットの使用有無に関わらずクラウドファンディング「CAMPFIRE」より入金確認後に、事務局から賛同企業等の指定口座へ手数料を除いた金額を振込みで支払う。
3. 賛同企業等が支援者から受領した「全国共通の癒しのチケット」は、事務局宛に換金申請することで換金できる。「指定サロンの癒しのチケット」は換金できない。
4. 申請手続きは、受領したチケットを1ヶ月分取りまとめのうえ、翌月5日までに「チケット受領実績報告書兼請求書」とともに事務局へ郵送することとする。翌月20日までに、事務局から賛同企業等の指定口座へ手数料を除いたチケット代金を振込みで支払う。

第5条（賛同登録の有効期間）

有効期間は、本プロジェクトが継続している限り有効とする。

第6条（賛同資格の喪失および是正の為の処置）

賛同企業等が、本プロジェクトの趣旨に反するような行為（政治活動または宗教に関する勧誘、本プロジェクトの目的以外の商品やサービスの提供及びそれに準ずる行為を含む）又は規約に違反する行為を行ったと事務局が認める場合、法令及び公序良俗に反する行為を行ったと事務局が認める場合、その他事務局が必要と認める場合には、事務局自らの判断において、次に掲げる措置を講ずることができる。この場合に賛同企業等に生じた損害について、事務局は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 是正のための改善要請

- (2) 警告
- (3) 賛同資格の剥奪や本規約に定める権利の廃止
- (4) 企業・団体名公表
- (5) 訴訟

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 賛同企業等は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとする。
 - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 賛同企業等は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にても該当する行為を行わないことを確約し、これを保証する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 賛同企業等が本条に違反した場合には、事務局は催告その他の手続を要しないで、直ちに賛同資格を剥奪できるものとする。この場合に賛同企業等に損害が生じた場合であっても、事務局は当該損害の賠償義務を負わないものとする。

第8条（免責）

1. 本プロジェクトで発信された情報等を、賛同企業等が第三者等に対して使用した結果、当該会員、当該第三者等にいかなる損害が発生した場合においても、事務局は一切の責任を負わないものとする。
2. 前項の場合において、当該第三者から賛同企業等に対して損害賠償請求が行われた場合には、賛同企業等の責任と費用において解決するものとする。なお、事務局は、合理的な範囲で紛争解決に協力する場合がある。
3. 賛同企業等が支援者より「指定サロンの癒しのチケット」による指定を受け、賛同企業等の都合によりチケットの利用が困難となった場合、賛同企業等は事務局への連絡および支援者からのチケット代の返金に応じる義務を負うものとする。
4. 賛同企業等と支援者の間に生じた係争やトラブルに対して、事務局は、事務局に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切関与しないものとする。

第9条（本規約の改訂）

本規約は、事前の通知なく適宜改訂される場合があり、改訂内容については本プロジェクトホームページ等で公表する。

（附則 2020年4月23日）

この規約は、2020年4月23日から制定・施行される。